

令和8年4月12日執行
安平町長選挙及び安平町議会議員選挙
立候補予定者説明会

日時：令和8年2月25日(水) 午後1時30分
場所：安平町役場総合庁舎 大会議室

安平町選挙管理委員会

1 安平町選挙管理委員会委員長挨拶

2 配布資料の確認

- (1) 説明会資料（本書）……………出席者全員に配付
- (2) 【書籍】地方選挙早わかり……………立候補予定者1陣営につき1冊
- (3) ポスター掲示場場所一覧表……………立候補予定者1陣営につき1組
- (4) ポスター掲示場設置場所図面……………立候補予定者1陣営につき1枚
- (5) 設備外積載・荷台乗車許可申請書についてのお知らせ
北海道警察資料……………立候補予定者1陣営につき1組
- (6) 立候補届等関係書式……………立候補予定者1陣営につき1組
- (7) 選挙郵便のご案内
日本郵便株式会社資料……………立候補予定者1陣営につき1組
- (8) 苫小牧法務局資料……………立候補予定者1陣営につき1組
- (9) 公費負担の手引き……………立候補予定者1陣営につき1組
- (10) 選挙に関するQ&Aについて……………立候補予定者1陣営につき1組

3 説明 *資料（1）に沿って説明

I 立候補届出について *資料（6）、資料（8）

II 選挙運動について *資料（3）、資料（4）、資料（5）、資料（7）

III 選挙運動費用の制限と届出について

IV 公費負担について *資料（9）

V その他

4 その他

- ・ 参考資料として、資料（2）「地方選挙早わかり」、(10)「選挙に関するQ&Aについて」を配布。
- ・ 本説明会の資料及び立候補届等に関する情報を町ホームページへ掲載
- ・ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板類の表示について

5 質疑

I 立候補届出について

1 届出期日等

(1) 届出期日及び会場

- ア 期日：令和8年4月7日（火）午前8時30分から午後5時まで
- イ 会場：安平町役場総合庁舎 大会議室（2階）

(2) 受付要領

安平町長選挙及び安平町議会議員選挙における立候補の受付要領

1 受付の順番

受け付け事務の迅速化と公正を期するため、選挙長が行うくじにより定めるものとする。

2 選挙長が行うくじの対象者及び方法（予備抽選と本抽選）

(1) くじの対象者

選挙期日の告示の日（4月7日）の午前8時00分までに受付会場の控室（総合庁舎中会議室（旧議員控室））に到着し、選管より整理券の交付を受けた者を対象とする。

(2) くじを引く順序を決めるくじ（予備抽選）

くじの対象となった立候補予定者が持っている整理券順に抽選を行い、その抽選した番号をもって立候補届の受付順序のくじを引く順序とする。

(3) 立候補届の受付順序を決めるくじ（本抽選）

予備抽選で決定したくじを引く順序により、抽選棒を使用して順次取り出した番号により立候補届の受付順序を決定する。

3 くじの対象とならなかった者の立候補届の受付順序

くじの対象と対象とならなかった者（午前8時00分以降の会場到着者）は、本抽選によって決定された順番で最後尾となった者の次から随時到着順により審査を行うものとする。

(3) 届出方法

- ア 本人届出：候補者になろうとする本人が届け出る。
- イ 推薦届出：候補者を推薦しようとする者が届け出る。（選挙人名簿に登録されている者でなければならない。）

2 必要書類

本人届出	① 選挙候補者届出書(本人届出用) ② 供託証明書 (町長選挙は50万円、町議会議員選挙は15万円) ③ 宣誓書 ④ 所属政党(政治団体)証明書 (無所属の場合は不要) ⑤ 戸籍の謄本又は抄本 ⑥ 通称認定申請 (希望する場合のみ。なお、氏名の漢字表記をかな書きとする場合には必要となるが、戸籍氏名を常用漢字に置き換える場合には必要がない。例：高橋→高橋 義廣→義広)
推薦届出	① 選挙候補者届出書(推薦届出用) * 推薦者が複数である場合は、①の書類に加え「推薦届出者代表者証明書」を提出すること。 ② 選挙候補者推薦届出承諾書 ③ 推薦届出者に係る選挙人名簿登録証明書 (届出時に選管で確認) ④ 供託証明書 (前記注釈のとおり) ⑤ 宣誓書 ⑥ 所属政党(政治団体)証明書 (前記注釈のとおり) ⑦ 戸籍の謄本又は抄本 ⑧ 通称認定申請 (前記注釈のとおり)

3 届出書への記載その他の注意事項

- (1) 文字は楷書で正確に、かつ、誤字脱字の無いように記載すること。
- (2) 候補者の氏名は、戸籍名によること。(常用漢字表に置き換えた字体は使用可)
- (3) 本籍は、戸籍の謄本・抄本と一致すること。
- (4) 本籍及び住所は、番地及び番地後の枝番まで正確に記載すること。
- (5) 生年月日は、戸籍の謄本、抄本と一致し、年齢は記載する日現在ではなく、選挙期日である「令和8年4月12日」現在の満年齢で記載すること。
- (6) 所属党派証明書が無い場合は、「無所属」と記載すること。
- (7) 職業はできるだけ詳しく記載すること。
- (8) 届出の際には候補者、推薦届出者等の印鑑を必ず持参すること。

4 その他届出について

(1) 出納責任者の選任届

ア 候補者又は推薦届出者から届出すること。

イ 推薦届出者からの届出の場合は、候補者の承諾書の提出が必要となる。

* なお、推薦者が複数である場合の代表者証明書については、立候補届出書とともに提出される「推薦届出者代表者証明書」をもって代用する。

(2) 選挙事務所の設置届

ア 候補者又は推薦届出者から届出すること。

イ 推薦届出者からの届出の場合は、候補者の承諾書の提出が必要となる。

* なお、推薦者が複数である場合の代表者証明書については、立候補届出書とともに提出される「推薦届出者代表者証明書」をもって代用する。

(3) 選挙運動事務員等の届出

選挙運動のために使用する事務員及び車上運動員（うぐいす嬢）など、報酬を支給することができる者について届出書を提出すること。

(4) 選挙立会人の届出

公選法において選挙期日の3日前（4月9日）まで届け出ることとされているが、決定している場合は、立候補届出と同時に提出すること。

ア 候補者名での届出となる。

イ 選挙立会人届出書には次の書類が必要

(ア) 立会人となる者の承諾書

(イ) 選挙人名簿登録証明書（届出時に選管で確認）

(5) その他の届出

ア 立候補の辞退届……………事由発生時に届け出ること。

イ 立候補届出事項の異動届……………事由発生時に届け出ること。

ウ 選挙事務所の異動届……………投票所から 300m以内に選挙事務所を設置する場合には、投票日前日までに選挙事務所を廃止する必要があるため、該当となる場合には廃止時に届け出ること。

* 300mとは施設入口までの直線距離をいう

5 立候補届出書類及びその他の届出書類に係る事前審査の実施

届出日における審査時間を短縮するため各種届出に係る事前審査を実施する。

(1) 事前審査期日及び会場

ア 期日：令和8年3月25日（水）午後1時30分から

イ 会場：安平町役場総合庁舎 大会議室（2階）

事前に決定しておくもの

本人届出か、推薦届出か
推薦届出の場合は、推薦者及びその代表者
通称を使用するか
出納責任者の氏名
選挙事務所の場所
投票日当日選挙事務所を移動又は廃止する必要があるか
報酬を支給することができる事務員の氏名
選挙立会人の氏名

当日準備するもの

記載済の各種届出書
供託証明書（町長・町議）
所属党派証明書（無所属の場合は不要）
戸籍の謄本又は抄本
選挙運動用ポスター
履歴書

II 選挙運動について

1 選挙運動のできる期間

立候補届出終了後、投票日の前日の午後12時（*正午ではない。）まで、ただし街頭演説はいずれの日も午前8時から午後8時まで

2 選挙事務所の設置

(1) 設置できる数

1ヶ所のみ

(2) 移動回数

1日1回のみ（それぞれ選挙事務所異動届が必要）

(3) 表示できる看板等

◇種類：ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
◇規格：ポスター、立札及び看板の類は縦350cm、横100cm以内（縦横は自由）、ちょうちんの類は高さ85cm、直径45cm以内
◇数量：ポスター、立札及び看板の類は通じて3以内（合算数）、ちょうちんの類は1個まで
◇記載内容：事務所を表示するためのもの
◇表示の場所：事務所の所在する場所

(4) 設置場所の制限

特に制限はないが、投票日に限り投票所を設けた場所の入口から300メートル以内（直線距離）の区域にある場合は、閉鎖するか区域外に移動させなければならない。（異動届については前述のとおり）（公選法第132条）

*後援会事務所連絡所と選挙事務所

連絡所の名称であっても、その場所で特定の候補者の選挙に関する事務を処理している場合には、選挙事務所とみなされるので注意が必要

2 文書図画による運動

(1) 選挙運動用ポスター（5号ポスター）

◇規	格：長さ42cm、幅40cm以内
◇枚	数：町長・町議とも町内に設置するポスター掲示場数（74箇所）1箇所につき1枚
◇記載内容	：記載事項・色刷りに制限なし
◇その他	<ul style="list-style-type: none">・掲示場以外には掲示できない。・掲示区画番号は、候補者の立候補届出受理番号とする。・掲示責任者及び印刷者表示について、住所氏名を必ず記載又は印刷する必要がある。

*安平町内に設置するポスター掲示場の位置については、別添資料のとおり。

*区画番号については、（掲示板の区画の右端上欄を1とし、下欄を2とし以下順次左の方向へ、上欄から下欄の順に一連番号）

(2) 選挙運動用通常葉書

ア 枚数

町長選挙：2,500枚（公費負担）

町議会議員選挙：800枚（公費負担）

イ 葉書の入手と発送

(ア) 立候補届出の際に交付される「候補者用通常葉書使用証明書」を早来雪だるま郵便局に提示して選挙用の表示がしてある官製葉書の交付を受ける。
（差出先が「早来雪だるま郵便局または郵便事業株式会社苫小牧支店」であることを確認すること）

(イ) 選挙運動用通常葉書はすべて早来雪だるま郵便局または郵便事業株式会社苫小牧支店に差出票（立候補届出の際に交付）とともに差し出すことによって発送しなければならない。（ポストへの投函はできない）

(ウ) 郵送せずに使送したり路上等で有権者に手渡すことはできない。

ウ 私製葉書などを使用する場合

あらかじめ手持ちの私製葉書を印刷しておいて使用する場合は、早来雪だるま郵便局に前述の「候補者用通常葉書使用証明書」とともに差し出せばよい

(私製葉書購入に要した費用は選挙運動費用に算入)

エ 記載の内容

特に制限はない。ただし、宛名の記載については同一世帯の連名によることは差し支えないが会社や官公庁に対する「〇〇課一同」などと記載し、それが回覧されたときは禁止の規定にふれる。

(3) 新聞広告

ア 選挙運動期間中2回に限り、法定の新聞広告が可能。

イ 掲載するには立候補届出の際に交付される「新聞広告掲載証明書」を新聞社へ提出する。

(4) 選挙運動用ビラ

令和2年の公職選挙法の改正により、町長選挙と町議会議員選挙においてビラの配布が認められている。(選挙管理委員会において証紙を交付)

ア 選挙運動用ビラの概要

◇規 格：A4(裏表印刷可)までのサイズで2種類以内

◇数 量：町長選挙 5,000枚、議会議員選挙 1,600枚

◇配布場所：選挙事務所、個人演説会会場、街頭演説の場所、新聞折り込みなどに限られ、街頭配布は禁止。

◇そ の 他：顔写真、名前、公約などの記載が可能。

イ 証票交付手続

選挙運動用ビラ届出書の提出(ビラの種類ごとに見本を1枚添付)



選挙管理委員会発行の証票及び証紙交付票の交付

2 自動車又は拡声機の利用

(1) 自動車

使用できる自動車は選挙運動用として選管から交付された表示板を掲示しなければならない(前面)

ア 台数

候補者1人につき1台

イ 使用できる車種

乗車定員10人以下、車両総重量3.5トン未満の自動車

ウ 掲示できるもの

(ア) ポスター、立札、看板(縦273cm、横73cm:数に制限なし)

(イ) ちょうちん(高さ85cm、直径45cm以内:数は1個)

エ 乗車できる人数

- ①候補者 ②運転手(1名)
- ③選管が交付する乗車用腕章をつけた運動員(4名まで)

オ 車両設備外施設許可申請等

前回選挙より、苫小牧警察署へ各候補者が届出を提出する(設置する工場が苫小牧警察署管轄外である場合については、管轄する警察署へ届出)方法へ変更となっています。許可が出る前に看板を積載すると違反になるので、注意願います。

なお、立候補届出の際には車両を持って来る必要はありません。届出の際に乗って来る場合については、警察への許可が出た後にブルーシートで看板を囲っていただき、役場駐車場に駐車し、立候補届出が終了してから覆いを外し運行するようにしてください。

※詳細については、別紙資料参照。

【書類作成の留意事項】

- ◇ 申請書は2部必要。よって、申請書に添付する図面、写真及び運転者一覧についても全て2部作成すること。(押印箇所についてはそれぞれの用紙に押印する必要がある)
- ◇ 設備外施設の法的規制はないが、安全運転上支障を及ぼすような施設(目安として車両の幅を超えるものや高さ3.8m以上のもの)は許可しない。また、運転席フロントガラスの視界を遮るような施設も規制の対象となる。
- ◇ 許可の審査は、申請書に添付された図面や写真等で警察が審査しますので、警察署に車両は持ち込まないでください。

(2) 拡声機

使用できる拡声機は、選挙運動用として選管から交付された表示板を掲示しなければならない(送話口の下部)。

数は一揃い(一般的にマイク1個、スピーカー、増幅装置1セット)とする。

3 個人演説会

(1) 安平町内の個人演説会の公営施設(9箇所)

区分	施設 の 名 称		数
法第161条第1項第1号 の学校及び公民館	学校	追分小学校、追分中学校、追分高等学校、 早来学園	4
	公民館	追分公民館、安平公民館、遠浅公民館	3
法第161条第1項第2号 の公会堂	公会堂		0
法第161条第1項第3号 の市町村選挙管理委員	その他	労働会館 町民センター	2

会が指定した施設			
----------	--	--	--

(2) 申出日・使用期間

選挙の告示日以後、開催すべき日前2日までに申し出ることとされ、選挙期日の前日までの開催が可能。よって、今回選挙の場合は4月9日から11日までの3日間は施設使用可能日となる。

(3) 使用時間及び施設使用料

- ・公営施設を使用する場合は1回につき5時間以内の制限
- ・施設使用料については、候補者1人につき同一施設毎に1回限り無料
- ・2回目以降の使用についてはあらかじめ管理者に必要な費用を納付する。
*なお、施設費用については設備費用も含まれる。
- ・公営施設以外の施設を使用する場合は制限は無く、開催申出も必要なし
- ・演説できる者 制限なし、録音装置によることもできる。

4 街頭演説

(1) 特記事項

- ・選管の交付する標旗を掲げて、その場所にとどまって行うこと。(流し演説禁止)
- ・街頭演説をする場合には、その場で従事するものは選管の交付する腕章を着用しなければならない(選管より腕章11枚交付)。

(2) 演説の制限

- ・午後8時から午前8時までの間は禁止
- ・公共の建物やその構内、汽車、バス、停車場、病院等ではできない。また、学校、病院等の周辺では静穏を保持するよう努めなければならない。

5 連呼行為

(1) 特記事項

- ・演説会場、街頭演説の場所及び午前8時から午後8時までの間の選挙運動用自動車の上においてできる。
- ・学校、病院等の周辺では静穏を保持するよう努めなければならない。

6 自由にできる選挙運動

(1) 幕間演説

映画・演劇・集会・会社等の休憩時間に集まっている人を対象としたもの。

(2) 個々面接

汽車・バスの中や路上でたまたま知人に会ったとき。

(3) 電話による依頼

電話による選挙運動は自由であるが、選挙運動であることから投票日当日には当然禁止されている。

7 インターネット選挙運動

(1) ウェブサイト等を用いた選挙運動

何人も、ウェブサイト等を利用する方法により、選挙運動を行うことができる。

【表示義務】

電子メールアドレス、返信用フォームのURL、Xのユーザー名等。

【選挙期日当日の取扱い】

選挙期日当日の更新はできない。ただし、更新せずそのまま残しておくことはできる。

(2) 電子メールを用いた選挙運動

電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補者・政党等に限って頒布することができる。

【表示義務】

- ・選挙運動用電子メールである旨
- ・選挙運動用電子メール送信者の氏名・名称
- ・選挙運動用電子メール送信者に対し送信拒否通知を行うことができる旨
- ・送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

【送信先の制限】

送信対象者	送信対象電子メールアドレス
あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者	選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した電子メールアドレス
政治活動用電子メール（選挙運動用電子メール送信者が普段から発行している政治活動用のメールマガジン等）継続的に受信している者（その電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。）であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかったもの	政治活動用電子メールに係る自ら通知した電子メールアドレスのうち、選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレス以外のもの

【記録保存義務】

選挙運動用電子メール送信者には、一定の記録の保存が義務づけ。

(3) 禁止行為

- ・有権者は電子メールを利用して選挙運動をしてはいけない。
- ・未成年者の選挙運動は禁止されている。
- ・ホームページや電子メール等を印刷して頒布してはいけない。
- ・選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけない。
- ・候補者に関し虚偽の事項を公表してはいけない。

- ・氏名等を偽って通信してはいけない。
- ・悪質な誹謗中傷行為や候補者等のウェブサイト改ざんしてはいけない。

〈参考〉

できること／できないこと		政党等	候補者	有権者
ウェブサイト等を用いた選挙運動	ホームページ、ブログ、SNS（フェイスブック、X等）	○	○	○
	政策動画のネット配信	○	○	○
電子メールを用いた選挙運動	送信（ビラ・ポスターの添付を含む）	○	○	×
	転送	△	△	×
ウェブサイト上に掲載・選挙運動用電子メールに添付された選挙運動用ビラ・ポスターを紙に印刷して頒布（証紙なし）		×	×	×
有料インターネット広告	選挙運動用の広告	×	×	×
	選挙運動用ウェブサイトへ直接リンクする広告	○	×	×
	あいさつを目的とする広告	×	×	×

※△は新たな送信者として、送信主体や送信先制限の要件を満たすことが必要。

Ⅲ 選挙運動費用の制限と届出について

1 運動に関する収入と支出

【収入】

- ◇ 金銭の収受だけでなく、物品その他財産的価値のある物の収受や、それらのものを利用する利益の享受など（選挙事務所、拡声機などを無料で借りたときのその借り上げ料など）

【支出】

- ◇ 金銭の支出だけでなく財産上の利益の消費も含まれる
 - ・人件費 選挙運動のために使用する労務者、事務員及び車上運動員（うぐいす嬢）に対する報酬等（事務員及び車上運動員は届出が必要）
 - ・家屋費 選挙事務所費、個人演説会場の借上料等
 - ・通信費 郵便料、電話料等
 - ・交通費 運動員の実費弁償
 - ・印刷費 ポスターや葉書の印刷費
 - ・広告費 立札、看板、ちょうちん、拡声機等の費用
 - ・文具費 筆記用具等の消耗品
 - ・食料費 事務所で用いられる湯茶や菓子代のほか法定内の運動員の弁当代等

- ・ 休泊費 候補者や運動員の宿泊費など
- ・ 諸 費 灯油代、ガス代、電気料、水道料など

<運動員等に支給できる実費弁償および報酬の額> (1人当たり)

安平町選挙事務取扱規程第138条より抜粋

区 分	選挙運動員	事務員	車上等運動員 (うぐいす嬢)	労務者
報酬	—	1日につき 15,000円	1日につき 20,000円	1日につき 15,000円
鉄道賃	実 費 額	実 費 額		実 費 額
車 賃	実 費 額	実 費 額		実 費 額
宿泊料	1夜につき 23,000円 (2食付き)	1夜につき 23,000円 (2食付き)		1夜につき 23,000円 (食事なし)
弁当料	1食につき 1,500円 1日につき 4,500円	1食につき 1,500円 1日につき 4,500円		—
茶菓料	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円		—
その他	—	—		超過勤務手当 1日につき 5,000円

* 事務員及び車上等運動員の数 (報酬を支給できる者)

- ・ 町長 1日9人以内 (延45人以内)
- ・ 町議 1日7人以内 (延35人以内)

* 使用する前に4ページに記載した届出が必要
(届出がない場合は報酬は支給できないので注意)

2 法定支出限度額

計算方法

区分	計 算 式	
町長	その選挙の期日の告示の日 において当該選挙人名簿に登 録されている者の総数	× 人員割額(町村長選 挙にあつては110円) + 1,300,000円
町議	その選挙の期日の告示の日 において当該選挙人名簿に登 録されている者の総数	÷ 定数 12人 × 人員割額(町議選挙 にあつては1,120円) + 900,000円

(令和7年12月1日の定時登録6,228人で試算)

$$\diamond \text{町長 } 6,228\text{人} \times 110\text{円} + 1,300,000\text{円} = 1,985,080\text{円}$$

$$\begin{aligned} & \div 1,985,100\text{円} \\ \diamond \text{町議 } 6,228\text{人} \div \text{定数}12\text{人} \times 1,120\text{円} + 900,000\text{円} & = 1,481,280\text{円} \\ & \div 1,481,300\text{円} \end{aligned}$$

今回選挙における法定支出限度額については、4月7日に告示する。

3 収支報告書の提出等

(1) 提出の責任者

「出納責任者」は、選挙運動に関する収入及び支出の報告書を提出しなければならない。

(2) 収支報告書の区分

ア 選挙期日の告示の前日（4月6日）までの収支

イ 選挙期間（4月7日から4月12日まで）の収支

ウ 選挙期日の翌日から収支報告書提出期限（4月13日から4月26日）までの収支

エ 報告書提出後の収支

(3) 提出期限

ア・イ・ウについては4月27日

エについては、その日から7日以内

(4) 領収書等写しの提出

- ・報告書には領収書等写しの添付が必要
- ・領収書を徴収することができなかったものは、その旨の報告が必要（別様式）

(5) 提出部数

2部（後援会の収支と混同しないよう注意が必要）

IV 安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担

●安平町議会議員及び安平町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例における上限額

(1) 選挙運動用自動車

契約の種類		1日上限額	選挙運動日数	1人当たり上限額	備考
一般運送契約（ハイヤー方式）		64,500円	5日	322,500円	
一般運送契約以外の個別契約（レンタカー等）	自動車借入契約	16,100円	5日	80,500円	
	燃料供給契約	7,700円	5日	38,500円	
	運転手雇用契約	12,500円	5日	62,500円	

(2) 選挙運動用ビラ

選挙の区分	1枚当たり上限単価	上限枚数	1人当たり上限額	備考
安平町議会議員選挙	8.38円	1,600枚	13,408円	
安平町長選挙	8.38円	5,000枚	41,900円	

(3) 選挙運動用ポスター

1枚当たり上限単価※	上限枚数（掲示場数）	1人当たり上限額	備考
4,860	74枚	359,640円	

※ ポスター1枚当たりの単価

= (586.88円×ポスター掲示場数74か所+316,250円) /ポスター掲示場数74か所

【留意事項】

- ◇ 別紙資料(9)の「公費負担の手引きを」を参照のこと。
立替払いはできない。

V その他

1 投・開票について

(1) 選挙人名簿登録要件（登録基準日：4月6日）

次のア及びイに該当する者が、今回選挙の選挙人要件となる。

- ア 平成20年4月13日〔選挙期日－18年＋1日〕までに生まれた者
イ 令和8年1月6日〔登録基準日－3月〕以前から引き続き安平町の住民基本台帳に登録されていて、本町の選挙人名簿に登録されている者

投票日当日までに町外へ転出した者は、その時点で選挙権を失う。

(2) 投・開票の順番

投票：町長選挙から先に行い、町議会議員選挙が後となる。

開票：同時に開票を始めるが、票の確定は町長選挙が先となり町議会議員選挙が後となる。

(3) 選挙会（開票）について

- ア 4月12日（日）午後8時00分より町民センター体育館で行う
イ 参観人数は先着160名に制限する（午後7時より整理券を交付）
ウ 開票速報については、町民センター体育館に速報画面を設置
エ 選挙立会人の決定
◇ 4月9日（木）午後5時までに各候補者から届出のあった立会人が10名を超えるときには、同日午後5時30分から行われる選挙管理委員会で

くじを行い、10人に制限する。なお、10人の中に同一政党に所属する者が3人以上いるときは2人に制限する。

(4) 選挙人名簿の閲覧中止期間

令和8年4月7日から同年4月17日までは名簿の閲覧はできない。

2 当選証書の交付等

期日：令和8年4月14日（火）午前11時から

会場：安平町役場総合庁舎 大会議室（2階）

3 今後の日程について

日時	会場	内容	備考
3月25日(水) PM1:30～	総合庁舎 (大会議室)	立候補届出、その他の届出書類 の事前審査	先着順で審査
4月7日(火) AM8:30～PM5:00	総合庁舎 (大会議室)	立候補届出 (控室は2階議員控室)	AM8:00までの来場 者でくじを実施
4月9日(木) PM5:30	総合庁舎 (応接室)	選挙立会人の決定 (くじ及び通知)	立会人が多数の場合 合くじで決定
4月11日(土)	—	投票日当日の選挙事務所から投票所の距離300m(法132・143)に該当する場合は異動届出が必要	事前に距離を確認すること。
4月12日(日) 開票：PM8:00～	町民センター (体育館)	投開票日	
4月14日(火) AM11:00	総合庁舎 (大会議室)	当選証書附与	
4月27日(月)	選挙管理委員会	1回目収支報告書提出期限	その後は随時（その都度7日以内）